

議案第8号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 再任用職員 100分の72.5

(2) フルタイム会計年度任用職員 100分の130

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「1年間」を「の規則で定める期間」に改める。

第4条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第2項とする。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1中「及び任期付職員」を削り、同表任期付職員の項を削る。

別表第2中「及び任期付職員」を削り、同表任期付職員の項を削る。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年佐倉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100

分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年佐倉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第20条第2項に掲げる」を「第20条第3項第2号の規定により読み替えて適用される」に改める。

(一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年佐倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1号給」の次に「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるものにあつては、0)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 佐倉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐倉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条の表中「及び第2項」を削る。

